

第5問 答案用紙 <1>
(民 法)

問題番号を明記の上、解答しなさい。

問題 1
Aは、Cに対し、甲についての抵当権の効力が乙にも及んでいるとして、乙を甲の屋内に返還するよう主張することが考えられるが、この主張は認められるか。
まず、乙は、甲の屋内に設置された主要な工業用機械であり、甲から独立した物ではあるが、客観的・経済的に主物たる甲に従属してその経済的効用を助ける従物といえる(87条1項)。そして、抵当権設定前に抵当目的物に設置された従物については、抵当目的物と経済的一体性を有する物にも抵当権の効力を及ぼし、抵当権の効力を強化する370条の趣旨から、「不動産に付加して一体となっている物」に含まれ、抵当権の効力が及ぶと解する。したがって、本件抵当権の効力は乙に及ぶ。
次に、Bは乙をCに売却するため甲から搬出しているが、甲の屋内に設置された主要な工業用機械である乙を搬出することは、甲の担保価値を著しく減少させるものであり、Aの抵当権を侵害しているといえる。そこで、Aは、Cに対し、乙を甲の屋内に返還するよう請求しうるか。抵当権も物権である以上、抵当権者は物権的請求権を行使しうると解されるが、返還を請求するためには搬出された乙になお抵当権の効力が及んでいる必要がある。搬出された乙は甲と付加一体性を失い、抵当権の効力が及ばないとも考えられることから問題となる。
この点、抵当権は付加物を含めた目的物全部を支配する物権である以上、原則として分離物にも抵当権の効力が及ぶと解する。しかし、抵当権は登記を対抗要件とする物権であるから(177条)、分離物が抵当建物内に存在する場合には登記による公示に包まれ、抵当権の効力を第三者に対抗できるが、抵当建物から搬出されて対抗力を失い、さらに第三者の所有に帰したときには抵当権の効力は消滅すると解する。
本問では、乙が甲から搬出されたことにより、本件抵当権の効力が及んでいることを第三者に対抗できず、その後BがCに乙を売却したことによりその所有権はCに帰属し、これにより本件抵当権の乙への効力は消滅する。したがって、AはCに対し、乙を甲の屋内に返還するよう主張することは認められない。

第5問 答案用紙 <2>
(民 法)

問題2

1. Dは、Aが他に不動産を担保に入れていることを前提として本件保証契約を締結していたが、その後、事前に本件抵当権が放棄されていたことが判明しており、Dの本件保証契約に関する意思の形成過程には動機の錯誤が認められる。

この動機の錯誤については、①表意者が法律行為の基礎とした事情についてのその認識が真実に反する錯誤により意思表示がなされ、②その錯誤が法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なものであるときは、③その事情が法律行為の基礎とされていることが表示されていたときに限り、当該意思表示を取り消すことができる(95条1項2号2項)。

本問では、①Dは、Aが他に不動産を担保に入れていることを基礎として本件保証契約を締結したものの、実はBは事前に本件抵当権が放棄されていたとの錯誤により保証債務を負担する意思表示をなし、②他に不動産を担保に入れているから絶対に迷惑はかからないとのAの発言を踏まえると、その錯誤がなければ、通常の一般人であれば、保証契約を締結することはないといえるため、社会通念等に照らして重要な錯誤にあたるといえる。

そして、③「その事情が法律行為の基礎とされていることが表示されていたとき」とは、動機が明示的に表示された場合のみならず、黙示に表示された場合も含まれるが、単に表示されただけでは足りず、法律行為の内容となっていること(契約であれば動機が表示され、それが合意の内容になっていること)が必要であると解する(判例)。このように解することで、相手方が不測の損害を被るおそれはなく、表意者本人の保護と取引の安全との調和を図ることができる。本問では、DはAに他の担保の有無につき尋ねただけであり、かつ、AもBに確認するようDに応答したにとどまるため、他に不動産を担保に入れているとの条件が、本件保証契約の内容となっているとはいえない。以上より、Dの動機の錯誤は、95条2項の要件を欠き、Dによる錯誤による取消しの主張は認められない。

2. 次に、Dは、他に不動産を担保に入っていないにもかかわらず担保に入れているとの虚言、すなわち第三者による詐欺により本件保証契約を締結しているため、相手方Aが当該詐欺につき悪意又は有過失であれば、Dは本件保証契約を取り消すことができる(96条2項)。

第6問 答案用紙 <1>
(民 法)

問題番号を明記の上、解答しなさい。

問題1	1. 引き渡された目的物が契約の内容に適合しない場合、不適合につき買主の責めに帰すべき事由がない限り、買主は売主に対し目的物の修補等履行の追完を請求できる(562条1項2項)。
	本問では、A B間の売買の目的物甲には不具合があり、その点にAの帰責事由はないので、AはBに対して目的物の修補を請求できる。Aが補修のために自ら支払った費用は、本来売主が負担すべき費用であるから、AはBに対し、代金減額請求(563条1項)あるいは、損害賠償を請求できる(415条1項)。そして、この費用についての損害賠償債権と代金債務を相殺することで、対当額で消滅するので、実質的には、代金減額請求と同様の効果が生じる(505条1項)。
	2. 受託保証人が債務を消滅させる行為をしたときは、保証人は、主たる債務者に対し、支出した額の求償権を有する(459条1項)。もっとも、受託保証人が主たる債務者にあらかじめ通知をしないで債務消滅行為をしたときは、主たる債務者は、債権者に対抗することができた事由を保証人に対抗できる(463条1項)。
	Cは、Aに通知することなく代金を支払っており、AはCに対してBに対する減額請求あるいは、相殺を対抗できる。したがって、Cは1000万円全額については、Aに求償することはできない。
問題2	1. 当事者の一方がその債務を履行しない場合、相手方は相当の期間を定めて履行を催告し、その期間内に履行がないときは、相手方は契約を解除できる(541条本文)。
	Aは甲の引渡しを受けたのに代金を支払わず、催告期間内に支払うこともなかったため、Bは売買契約を解除できる。売買契約の解除(541条)により、BはAに対し原状回復請求として引渡した甲の返還を請求できる(545条1項本文)。また、整備補修費について損害賠償を請求できる(545条4項)。
	2. それでは、BはAの保証人Cに対しても整備補修費を請求することができるか。
	まず、解除の法的性質が問題になるが、契約は解除により遡及的に消滅すると構成する直接効果説を妥当と解する(判例)。解除によって契約が遡及的に消滅すると解することは、法律関係を簡明に処理することが可能となり、解除権者を保護するという解除制度の趣旨に適うし、また、545条1項ただし書は、解除には遡及効があることを前提としていると解されるからである。

